

お知らせ

『グリーン住宅ポイント発行申請の受付最終日』及び 『住宅の省エネ性能等を証明する書類（住宅証明書等）申請』について

平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

グリーン住宅ポイント発行の延長後の申請期限は、グリーン住宅ポイント事務局のホームページに掲載されているとおり、令和3年11月30日（火）とされており、当センターにおいては、**11月30日（火）午後4時**をもって受付を終了いたしますのでご注意ください。

また、ポイント発行申請に必要な「住宅の省エネ性能等を証明する書類」として、下記各種制度の申請が既に増加しており、証明書等の発行までに通常よりも多くの時間を要している状況です。

つきましては、今後益々、申請が集中することが予想され、ポイント発行申請期限までに証明書等の発行が難しくなることが想定されますので、該当する物件をお持ちの方はお早めに申請くださいますようお願いいたします。

記

- ・ グリーン住宅ポイント対象住宅証明書
- ・ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ・ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ・ 性能向上計画認定に係る技術的審査適合証
- ・ BELS 評価書
- ・ 設計住宅性能評価書
- ・ フラット 35S 適合証明書（フラット 35S 設計検査に関する通知書）

以上

※ グリーン住宅対象住宅証明書の申請について、令和3年11月30日（火）までに証明書が発行できない状況の場合には、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程第10条第3項の規定により「グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書」の発行をもって審査完了となりますので予めご了承ください。

※ グリーン住宅ポイント発行申請期限までに証明書等の発行が間に合わない場合においても審査着手後の審査料金の返金はいたしかねますので予めご了承ください。